

令和4年度高知県種苗普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県種苗普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、天然ブリ稚魚の不漁に伴うブリ養殖業者の池入れ尾数の減少を受け、養殖ブリの安定生産を見据えた人工種苗の導入を促進し、ブリ養殖の持続的な発展及び輸出振興を図ることを目的として、次条に規定する補助事業者の実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業における補助事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (5) 補助事業終了後において、消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、その金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。
- (6) 補助対象者は、県税及び県に対する税外未収金の滞納がない者であること。
- (7) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を得なければならないこと。
- (10) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、第4条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者及び補助事業の実施に協力する養殖事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者及び補助事業の実施に協力する養殖業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

（補助事業の重要な変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかの変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業計画変更（中止又は廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助対象経費の増額又は30パーセントを超える減額

（概算払）

第9条 補助事業者は補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに別記第4号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(達成状況報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業で導入したブリ人工種苗が、養殖後に全て出荷された日から起算して30日以内に別記第6号様式による補助金達成状況報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は必要があると認めるときは、事業の達成状況について証拠書類を徴することができる。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を変更し、若しくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の公開)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1号、第5号及び第7号から第11号まで、第7条、第10条第3項、第11条、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助事業者	補助対象経費	補助率
高知県内の漁協及び2者以上の水産加工業者等で構成される団体	<p>ブリ人工種苗の購入、中間育成委託及び輸送に要する経費</p> <p>※購入したブリ人工種苗は、補助事業に協力する養殖業者が飼育後、飼育データを取りまとめるとともに、一部を輸出及び加工に供し評価を得ること</p>	2分の1以内

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体又は第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

